

多面的機能支払交付金制度に関する計画の概要

令和5年6月1日

桜井市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

番号	実施主体	実施地域	取組内容	実施期間	備考
1	大西農地・水保全の会	大西	農地維持支払 資源向上支払（共同活動・資源の長寿命化）	令和4年度～令和8年度	
2	新屋敷環境整備活動	新屋敷	農地維持支払 資源向上支払（共同活動・資源の長寿命化）	令和4年度～令和8年度	
3	笠の農地を守る会	笠	農地維持支払 資源向上支払（共同活動・資源の長寿命化）	令和4年度～令和8年度	
4	ほたるの会	小夫、修理枝	農地維持支払 資源向上支払（共同活動・資源の長寿命化）	令和4年度～令和8年度	
5	磐余の里保全クラブ	高家、山田、生田	農地維持支払	令和2年度～令和6年度	
6	芝の農地を守る会	芝	農地維持支払	令和2年度～令和6年度	
7	吉隠環境整備推進委員会	吉隠	農地維持支払 資源向上支払（共同活動・資源の長寿命化）	令和2年度～令和6年度	